

令和5年度第1回守谷市総合教育会議 会議録

1 日 時 令和5年11月6日(月) 午後1時30分～3時40分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階全員協議会室

3 出席者

〔構成員〕

市 長	松 丸 修 久
教 育 長	町 田 香
教育長職務代理者	河 原 健
教 育 委 員	萩 谷 直 美
教 育 委 員	椎 名 和 良
教 育 委 員	寺 田 弘

〔事務局〕

教 育 部 長	小 林 伸 稔
教 育 部 参 事	古 橋 雅 文
教育部次長兼生涯学習課長	福 島 晶 子
学校教育課長	前 川 優 子
教育指導課長	直 井 健 治
学校給食センター所長	鈴 木 林
中央図書館長	平 塚 恭 子
学校教育課長補佐	坂 本 朋 夫

4 傍 聴 者 なし

5 報告・協議事項

(1) 報告

- ・ 中学校部活動の地域移行について(生涯学習課)
- ・ 医療的ケア児支援事業の実施状況について(教育指導課)
- ・ アレルギー対応食実施状況について(学校給食センター)
- ・ 給食費公会計化の進捗状況について(学校給食センター)
- ・ 中央図書館大規模改修工事設計業務の見直しについて(中央図書館)

(2) 協議

- ・ 守谷市立中学校における平和教育について(学校教育課)
- ・ 守谷市立小中学校の水泳授業について(学校教育課)
- ・ 不登校、いじめ防止対策の推進強化について(教育指導課)

6 会議の概要

○事務局

ただいまから令和5年度の守谷市総合教育会議を開催します。開会に当たり、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長

お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

おかげさまで、守谷市の教育行政は教育長を中心に順調に推移しており、本年8月には市の教育改革に関する発表会を開催し、全国的にも一層注目度が上がったところです。視察の回数も増え続けている現状を、良いとは言い切れませんが、最先端の教育を推し進めている教育機関であることは間違いないだろうと思っています。今後も、先頭を走る自治体として、教育長と共に、なお一層の教育改革に努めていく所存です。

教育委員の皆様、本日、忌憚のない御意見をいただきながら、本市の教育が一層充実していくことを御祈念いたしまして、私からの御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、教育長から御挨拶をお願いします。

○教育長

本日は、市長にこのような機会をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほど過分なお褒めの言葉をいただき、今後もしっかり頑張っていかなばという思いを強くしたところです。

教育委員会は、市長の掲げる「わくわく子育て王国もりや」の実現を目指し、様々な所掌事務で努力を続けてまいりました。例えば、他自治体で英語に力を入れるため、常駐のALTを入れるという話がありましたが、守谷は以前から全校に常駐、現在は総数19人、日本全国にもこんな自治体は少ないように思います。そういう意味では、このような教育環境の中で仕事できるのは大変ありがたいことで、市長部局の理解をいただき、環境整備を進めてこられたことに感謝申し上げます。

来年は、「つなげる、つながる、つなぐ」をキーワードに、ニューノーマルを更に推進していくことを試してみたいと思っています。例えば「遊育」を、幼い時期から小学校、中学校、そしてスクールバンクにまでつなげることで、守谷の教育が一本の線につながるような、そういう形にしていければ良い、そしてそのときに皆さんにも御協力をいただければありがたいです。

守谷の教育委員会のそれぞれの部署が、それぞれの活躍をして市政に貢献をしている、そういったことを市長に改めて御披露申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局

ありがとうございました。

本日の日程ですが、本年度、重点的に進めてまいりました事業の進捗状況の報告を5件、協議事項を3件、皆様に御協議をいただきたいと思いますが、ここからは、守谷市総合教育会議運営要綱第3条第5項の規定により、市長に議事進行をお願いいたします。

○市長

それでは、進行役を務めさせていただきます。本日の傍聴希望者はございませんでした。

それでは、議題に入らせていただきます。協議・調整事項の1番、報告として、5件を議題とさせていただきますが、まず初めに、「中学校部活動の地域移行について」を事務局から説明をお願いいたします。

○教育部次長兼生涯学習課長

令和5年1月から3月に実施したモデル事業を経て、4月から開始した休日の中学校部活動の地域移行について、進捗状況の報告と今後の計画を御説明いたします。

国から示された部活動の地域移行は、これまで教職員が担ってきた部活動の指導を地域団体や関係事業者にも担ってもらうことで、地域の活動に位置づけることを指しています。背景には生徒のニーズの多様化や先生の業務負担増などがあり、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間で地域実情に合った取組を進めるよう、国主導で事業がスタートしました。市ではまず休日の部活動を地域に委ねるため、守谷市スポーツ協会に運営を委託し、無理のない範囲で移行できる種目を探り、1年目の折返し地点が過ぎたところです。

令和5年度は、市の総合体育大会が終了した7月以降、12の部活動に地域指導者を充てて休日の部活動を運営しています。そのほか、ハンドボールの技術向上に向けた特別教室や、既存の部活動にはないダンスの特別教室、指導者養成講習会を開催しました。この講習会受講は、指導者の質の向上のため、主たる指導者となるための必須条件としています。

10月には、学校長、教育委員会職員、PTA、スポーツ協会、文化協会代表者を構成員とする運営協議会を開催し、進捗状況の共有と意見交換を行いました。11月以降、指導者養成講習会リマインドとエビペンの取扱い研修を行う予定です。

課題としては、指導者や活動場所の確保のほか、活動にかかる費用負担が挙げられます。学校部活動の指導は教職員がほぼ無償で担っているため、教材費や遠征費など保護者負担は実費のみで年間5千円から3万円、これが地域クラブになると、指導者謝礼や傷害保険料、大会出場費等をまとめて月謝として負担する形になるため、保護者の多くは、地域移行で部活動が有料化されたと感じると思います。

令和7年度までの移行期間は、謝礼や傷害保険料は市が負担しますが、それ以降の方針は、先進自治体事例を参考に受益者負担の考え方を整理し、早めの説明が必要です。事業費の財源についても、国・県の交付金には限りがあり、今年度、民間助成金を申請して財源確保に努めても事業費の1割程度の交付となっており、ほかに対策がないか検討を続けている状況です。

今後の計画としては、アンケート結果から、地域指導者による指導について、「優れた指導者に技術を教えてもらえる」「上達した」などのプラス意見が多く見られたことから、令和6年度は地域指導者を充てる部活動を20に増やしていく予定です。予算は、今年度の5千8百万円を上回るようになるため、クラウドファンディングに挑戦しようと、現在準備を進めているところです。

また、子どもからシニア世代まで、誰もが身近な場所でスポーツ・文化活動に取り組めるよう、地域コミュニティーの中心となる総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、運営体制整備を進めていきます。ほかにも、地域クラブへの参加に当たり、自己負担額が高額になると参加を躊躇してしまう御家庭も考えられるため、学校部活動に適用している就学援助制度と同等の支援を検討しなければならないと考えています。

最後に、この事業がスタートしてからの所感ですが、先生の負担軽減は大切ですが、拙速に進めようと行政が見切り発車し、負担がそのまま保護者に降りかかるようでは理解もされないと思っています。現在は地域移行に向け、地域側の受入れ環境を整える段階なので、学校側の協力や行政内部の連携が必要だと感じています。今後も引き続き課題解決を行いながら、部活動の役割を考え直したり、生徒や保護者の声を聞いたりして、丁寧に進めていきたいと思っています。

○市長

以上で説明が終わりました。各委員の質問等、御意見があれば、お伺いをしたいと思います。

○椎名委員

アンケート結果からは、「優れた指導者に技術を教わることができる」が70%と、地域移行が肯定的に受け取られて良かったと思いますが、否定的な意見にはどのようなものがあったか、お聴きしたいです。

○教育部次長兼生涯学習課長

「練習試合の回数が少なくなった」「練習試合も含めて保護者が様子を見に行く機会が少なくなった」という意見はありました。学校でやっていたときの方が、そのような機会があったという御意見だと思います。

○寺田委員

部活動の地域移行の課題は、やはり保護者負担、事業費だと思います。先生の指導だと基本にお金は掛からないという形ですから、地域移行が本当に定着するには、保護者負担をなるべく掛けない、市の負担もそれほど必要ない、という形が理想と思います。先程、クラウドファンディングによる資金調達という話がありましたが、そういう手段も活用して、安定的な形でクラブ移行ができるようお願いしたい。どんどん進めるのではなくて、後戻りしながらでも、そういう形を目指していただけたらという思いです。

○河原委員

これはなかなか難しい事業だと思っています。優れた指導者に指導してもらって良かったという意見を裏返せば、これまでは満足できない指導だったのかもしれない。逆に、非常に優れた指導者である先生方もたくさんいるので、指導者の質と管理運営のシステム構築がポイントです。良い指導者がいて、きちんとした運営ができれば、学校の部活だろうと、地域のクラブだろうと、良い活動ができるでしょう。

結局、兼業で、優れた指導を行う学校の先生を休日に雇っている自治体が出始めているようです。制度設計がまだ中途半端なので、焦らずこつこつと進めていただき、うまく運営できるようになるまで、大きなけがや先生・指導者によるいじめや体罰等、そういった事故が発生しないことを願っています。無理せず、慎重に進めていただきたいと思います。

○萩谷委員

この事業は、保護者が一番気にしていることですが、県でも市でも（方針が）まだばらばらの状況です。今月23日に、県で最新の部活動地域移行の説明や講演を行うとのこと、それを聞きたいという声も多いです。

地域移行がそれほど進んでいない地域だと、実際何がどうなるのか全く分からないという保護者が多く、これが現場の声だと思います。先生が大変なので地域移行を目指すというのは分かるのですが、学校で保護者と触れ合い、ある程度の人となり分かっている先生だから、保護者も安心できる部分があります。一方で、外部指導者の方は全く知らない方なので、高い技術を教えてもらえる反面、子どもに対して、接し方や指導力を気にされている保護者の方もいらっしゃいました。

○市長

ありがとうございます。

現在移行期ですが、寺田委員の御意見のとおり、最終的には、安定して継続させる財源が課題です。エアロビ教室等の大人のプログラムを作り、その収益を子どもに充てるのが考えられるので、事業として大人向けプログラムも想定していくべきです。そのほか、今後は総合運動公園もできる予定なので、指定管理をスポーツ協会が受託するとか、様々な事業を拡大しながら、収益を子どもに還元するのが一番あるべき姿と思っています。

この事業は、全国大会出場など技術のレベルアップから評価することが考えられますが、県も国も具体的な進め方が示せない現在、市も試行錯誤している状況です。皆さんがおっしゃるように、少しずつ進化を遂げていくということ以外ないのだろうと思います。

○市長

続きまして、2件目「医療的ケア児支援事業の実施状況について」、事務局から報告をいたします。

○教育指導課長

昨年度末、医療的ケアを必要とする児童の保護者から、市内小学校への就学希望が出されたことにより、児童等の自立の促進、健康維持増進及び安全な学習環境を確保するため、医療的ケア児支援事業を実施することになりました。

令和4年度末から看護師を募集し、なかなか見つからず御心配いただきましたが、現在は4名体制で支援することができています。最初の頃は保護者にも教室に入ってもらい、本児への対応に関する留意点などを学校看護師と確認しながら、徐々に保護者の教室にいる時間を短くし、現在は朝と帰り、送迎のみ母親に対応してもらい、2時間目からの登校で、特別支援学級や通常学級の学習に参加しています。昼食は給食ではなく、家庭で準備した食事を学校看護師の介助で食べるという形です。下校は、体調等が安定していれば、できる限り他の1年生と同じ時間まで活動してからの下校になっています。

学校での医療的ケアは主に痰の吸引となりますが、1度も実績がありません。夏休み中に体調が悪くなり、家で痰の吸引を頻繁にする時期があったことから、学校での痰の吸引に備え、主治医からの吸引指示書を保護者をお願いし、指示書を学校で預かっています。指示書は学校医の確認済となっており、今後、学校医が学校看護師に痰の吸引研修を行っ

た上で、痰の吸引を行うという状況になっています。現在は研修準備を進めていて、今後、いつ痰の吸引が行われても大丈夫という状態ですが、痰の吸引はまだ行われていません。

課題ですが、現在4名の学校看護師で対応していますが、急な体調不良等で学校看護師が休んだ場合の対応を検討する必要があります。また、令和5年12月末で1人退職予定、その後は3名体制となるため、どなたかに2日間出勤していただく予定となっています。

さらに、学校看護師配置に対する国の補助は、申請時に医療的ケアの実績がないと難しく、昨年度は断念した経緯があります。今年度補助金の追加募集があったため、申請可否について県の特別支援課から文科省に聞いてもらいましたが、やはり医療的ケア実績がないと申請は難しいとのことでした。ただ、学校での実績はありませんが、家では夏休み中に吸引していた、学校に指示書を提出してもらい、痰の吸引がいつ行われてもおかしくない、という状況を文科省に説明したところ、痰の吸引が行われた時点で相談・申請という話にできました。今後、補助金も上手に使いながら対応していければと考えています。

今後の計画ですが、保護者からは当初1年で特別支援学校に移るという話がありましたが、現在は次年度も市内の小学校に通いたいという意向が示されております。また、現時点では、医療的ケアを必要とする他の児童の入学及び通学は予定されていません。

○市長

以上で説明が終わりました。各委員の質問、御意見があればお願いします。

○椎名委員

資料に、研修のための吸引を行うことに保護者のためらいがあるとの記載があります。万一のときには吸引が必要になるわけですが、保護者のためらう理由は何ですか。

○教育指導課長

痰の吸引は対象児童に対する行為のため、研修も対象児童に対して行うことになります。痰の吸引が不要なときに研修として吸引の管を入れると、少し苦しさが伴うのではないかとためらわれているのです。実際に痰の吸引が必要となったときで良いのではと。

○椎名委員

では、学校看護師さんは、子どもの痰の吸引経験はあるのでしょうか。経験があれば、様子を見て即座に対応もできるでしょうが、経験有無は生命に関わってきますから、その辺はいかがでしょう。

○教育指導課長

全ての看護師が経験あるとは答えていません。ただ、看護師は国家資格を持っていますから、最初は研修を行い、やり方を覚えていただければと思います。そのために、主治医がまず指示書を出し、身近なところにいる学校医がそれを確認・同意し、主治医に代わって、学校医が学校看護師の研修をして対応するという流れとなります。

また、皆さん、看護経験はある状況です。

○椎名委員

では、突然、息が詰まったという場合などでも、安心なのですね。

○寺田委員

学校での吸引実績がないと国の補助金が下りないなら、国、県がそのようなニーズに対応できる施設を作るなり、受入れ体制を整えるべきで、これを市町村に押しつけるのは疑問です。義務教育は、国が責任を持って教育を施すということですから、そういったお子さんに対する安定的な教育が可能となるよう、市長から、国や県に要望していただきたい。学校で事故があれば、やはり現場責任が問われることになるのですから。

○教育指導課長

ありがとうございます。

部長にも何度も県に掛け合っていていただき、県は県で文科省にお話しいただいた結果、医療的ケアが必要なお子さんを公立学校で対応いただくのは本当にありがたく、そこに対する補助は国の役目だというお返事はいただいています。ただ、補助金を出す出さないの基準は医ケアの実績であり、実績がないのであれば、市の今のお子さんに関しては、学校看護師でなくてもいいのではと、そういう話題にもなりました。

学校看護師でない、例えば介護補助員なども（研修等を受ければ）対応できなくはないかもしれませんが、市では、万が一に備えて学校看護師で、という考えです。夏休みに痰の吸引が行われたという事実がある以上、今後は学校でも痰のケアが行われる可能性があると思います。

○市長

補助金申請の基準を診断書等の添付ということにはできないものか。痰の吸引等の発生の可能性がある子を受け入れているのであれば、当然、対応できる看護師を置くしかない話です。その部分は診断書か何かが根拠になるのではないか。我々で判断できる話ではなく、医師免許を持つ者が、この子は痰の吸引の可能性があると医療的判断をしたら、それに備えるしかないわけです。あったかどうかという実績主義ではないということ、それは要望していく必要があると思います。考えていきたいです。

○河原委員

その子は気管切開して、器具がついていたりするのですか。

○教育指導課長

気管切開ではなく、主治医の指示書イコール痰の吸引をするというものです。体調が悪くて痰が発生したときのみ吸引する、という状況です。

○河原委員

気管切開して器具がついているのであれば、普通、2時間おきとか3時間おきとかに吸引するものです。そうすると、今のところ必要がなかったというだけの話ですね。

○教育指導課長

はい。いずれにしても、再度、国にも要請してみます。

○市長

そのほか、よろしいですか。

それでは、続きまして3件目「アレルギー対応食実施状況について」を議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○学校給食センター所長

学校給食センターにおけるアレルギー対応食については、令和3年度までは2つある献立の一方を提供する形で対応していましたが、同じ調理室で調理するとアレルギー物質が微量混入する可能性があることから、十分とは言えませんでした。

令和4年度に新しい給食センターが完成し、食物アレルギー対応室も設置しましたが、4年度は主食のパンから御飯への代替食提供のみの実施とし、まずは守谷市学校給食アレルギー対応マニュアルの作成を学校と調整しながら進めてきて、今年度の4月から、卵・乳を含む主食・調理の代替食提供を開始しました。

食物アレルギー対応は、レベル1から4までの4段階に分けて実施しており、現在、各レベルの重複者を含めて、レベル1が115人、レベル2が2人、レベル3が39人、レベル4が40人となっています。

それぞれの対応内容ですが、レベル1は学校給食原材料を詳細に記入した詳細献立表の提供と、喫食確認表による食材把握となります。詳細献立表は、対応者のみにパスワードを配布し、守谷市ホームページでも見られるようにしています。保護者は詳細献立表を基に、配布された喫食確認表にマル・バツを記入し、食べるもの、食べないものを選別した上で学校に戻し、そのコピーが給食センターに届けられます。

レベル2は弁当対応です。レベル1以上の対応を希望する全ての児童生徒は、弁当持参が認められます。一部弁当対応は、原因食物を料理に使用していて除去が困難な場合、完全弁当対応は、原因食物の種類が多い場合や重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合になります。

レベル3は飲用牛乳の提供を中止し、給食費を減免するというものです。

レベル4は、卵・乳を含む主食・料理の代替食の提供で、卵・乳を含む主食・料理から原因物質を除き、別の食品を用いた調理品を提供するというものです。例えば、牛乳とバターが入っているカブのクラムチャウダーは豆乳で調理、かきたま汁は卵を除き、豆腐のすまし汁として対応しています。また、代替食は間違いが発生しないよう、配食容器、提供容器に氏名を貼付し、センターから学校まで確実に届くよう、調理員、ドライバー、配膳員、担任に、チェック表を手渡しで送っていくようにしています。

課題は、新入学児童のアレルギー申請です。令和4年度は、就学時健康診断の際に動画による説明を行い、必要に応じて入学説明会時に給食センター栄養士が聞き取り・申請受付を行いました。学校からは、児童・保護者と初めて会う就学時健康診断で聞き取りを行ってほしいという要望があります。また、牛乳代の減免申請は、原則、医師の診断を必要としますが、放射能を気にされるなど診断書が出ない場合もあり、改正の要望があります。

改正するには、教育委員会及び学校給食運営委員会での審議が必要となるため、9月の

定例教育委員会で学校給食センター運営委員会への諮問議案、10月に学校給食運営委員会へ諮問し、答申をいただいています。今後、11月の定例教育委員会に諮り、改訂する予定です。

○市長

以上で説明が終わりました。それぞれの委員の御意見、質問等あれば受けたいと思います。よろしいですか。

では、続きまして、4番目の「給食費公会計化の進捗状況について」議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○学校給食センター所長

公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化制度を採用することですが、市は以前から公会計として運営し、徴収した給食費を基に安定したルートから食材を調達、さらに衛生管理を徹底して管理を行い、給食を安定的に実施してきました。

一方、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務は学校に依頼しており、市では、児童生徒が卒業した後の滞納整理のみ行っていました。これを、教員の負担軽減のため、令和6年度から在学中の給食費徴収・管理も市が行うということで準備を進めています。

進捗状況としては、まず、インターネットでの口座振替ができるよう、業務委託によりシステムを構築しました。地銀、信金等、8行との結びつけを行っていますが、労金等はウェブ申込みができないため窓口申込みとなり、その手数料は市が負担する予定です。

次に、給食費の徴収・管理を行う、給食費管理システムの構築です。学籍管理と大きく関わるため、学籍管理システムの管理運営を担う事業者をお願いしています。

最後に、口座振替以外の納付書による準備、書式、発送システム等で、これは現在打合せを進めています。

これらに伴う規則の施行については、10月に給食センター運営委員会を開催し、答申をいただきましたので、今後教育委員会に諮り、給食申込書の書式等確定後、保護者への周知を行い、給食費申込書と、個人と口座を関連づける宛名番号の発送を行います。

口座振替期間ですが、一定期間の締切りを設けた後は再度依頼を行う予定です。

学校での給食申込みは、4月に給食申込みの確認、口座振替の確認、納付書による支払い、喫食状況の確認を行い、5月に金額を確定し、6月に初めての口座引き落としという流れを予定しています。

想定される課題は、保護者のウェブ申込みが少ないと、職員による個人情報への打込み作業や納付書発送作業が多くなってしまふこと、また、新しいシステムでの初めての作業となるため、使い方の習得に時間が要することも考えられます。

申込書は、滞納時に児童手当から引き落とすことについての誓約書ともなります。また、各月の提供数の報告や変更届など、学校の協力は欠かせないものとなります。

今後は、保護者の皆様に、学校メールやホームページを利用し、ウェブの口座振替申込みについて十分に周知していきます。併せて、給食申込書及びウェブによる口座申込みに必要な宛名番号を発送し、ウェブの口座振替申込みを更に推進していきます。

システム運用については、11月から仮運用を開始し、1月から臨時利用講習と、稼働に向けた対応を進めていきます。

学校への協力依頼については、先日、学校事務の役員の皆様の意見聴取、校長会での説明、献立会議に出席する給食主任への説明を行いました。さらに、12月初旬から中旬にかけて、改めて学校関係者の皆様へ説明会を実施する予定となっています。

○市長

以上で説明が終わりました。各委員の質問等あれば、お受けしたいと思います。

○寺田委員

システムを業務委託で構築してもらう場合、こちらから問題等を想定しないと対応策を示してこなかったり、微細なシステム変更にもお金が掛かるということがあるので、そうならないよう、受託事業者と十分に調整を行ってください。

また将来的な話として、給食費は国策として無料になる可能性があると思っています。そうすると、過去の滞納を追えなくなるかもしれませんので、可能な限り徴収できるように対応してほしいです。以前も、未納者に対する徴収業務を民間へ委託したり、弁護士等にアクションを掛けてもらうといったことを提案したことがありますが、引き続き、御検討をお願いします。

○学校給食センター所長

ありがとうございます。システム会社とは十分な調整を行いたいと思います。

また、給食費に関して、今回から、滞納があった際には確実に翌年度の児童手当で対応する制度といたします。

○市長

そのほか、ありますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告5件目「中央図書館大規模改修工事設計業務の見直しについて」、議題とさせていただきます。

○中央図書館長

昨年度の総合教育会議にて、施設・設備の現状と利用者アンケートを基に作成した守谷中央図書館改修構想案に基づき、改修工事の範囲等について御協議いただきましたが、その後、先進的な図書館等を視察した結果、利用者ニーズを十分に反映し、新しい機能を備えた、快適で魅力ある図書館へ転換を図るべきとの結論に達しました。このため、老朽化が著しい施設・設備の改修等の実施設計のみではなく、基本設計から行うということに致しました。

今後、大規模改修工事における実施設計業務及び工事監理業務の契約が可能となるよう、昨年度に設定した令和5年度から8年度の債務負担行為に、基本設計に掛かる費用を追加する予算措置を12月補正にて行い、年度内に設計業者の選定及び契約の締結を実施したいと考えています。

課題の一つに、工事期間中の職員の仮設事務所の確保がありますが、これは事務室を分割して改修すれば解決できるという見込みが立っているため、現時点の一番の課題は、補正予算を承認していただくことだと思っています。

最後になりますが、今後のスケジュールは、基本・実施設計業務の業者選定を今年度中、令和6年1月から3月にプロポーザルで実施したいと考えています。こちらについては、11月の定例教育委員会にプロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要項を議案として上程する予定です。

基本・実施設計業務の期間は、令和6年3月から令和7年3月の1年間、基本設計は令和6年8月に完了したいと考えています。

工事期間は、令和7年9月の議会承認後、令和8年の秋まで、これに伴い、図書館休館期間は工事期間に前後1か月をプラスということで、令和7年8月から令和8年秋までと考えています。

○市長

以上で説明が終わりました。各委員からの御意見、御質問あればお受けしたいと思います。よろしいですか。

それでは次に、(2)の協議として1件目「守谷市立中学校における平和教育の見直しについて」、議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

市では、平成29年度から平和教育の一環として、中学3年生の修学旅行の1日目に広島平和記念公園資料館視察を行い、このために掛かる旅費として1人5千円補助してきました。

修学旅行先が京都・奈良であるのは、修学旅行の目的「歴史・文化に触れる」「公衆道徳・集団行動の体験」「旅程の計画と実践」、これらを効果的に達成できる場所であるからですが、平和教育を目的の一つに追加してから、2泊3日の行程が強行軍となるとともに、主目的である古都散策時間が制限される状況となっていました。

広島は世界的な戦争遺跡であり、訪問させる意義は大きいとの判断で、これまで継続はされてきましたが、コロナ禍による修学旅行の中止を経て、昨年度、修学旅行が再開された際、改めて行程の見直しについて検討すべきとの意見が中学校長会で出され、今年度、試行として修学旅行を京都・奈良のみに戻し、平和教育を県内の予科練平和記念館、雄翔館の見学へと変更し、生徒や保護者、教職員の意向を確認した後に、今後の方針を検討することになりました。

結果として、修学旅行では、移動時間の削減、見学時間の増加により、子どもたちの身体的負担が軽減され、訪問先理解度などが充実し、保護者からも広島を外すことについて、行程にゆとりが出たとの歓迎の声が寄せられたということでした。経費についても、保護者負担額が約7千6百円軽減、市の負担額も約半額という形になりました。

平和教育については、歴史の授業で太平洋戦争を取り上げる時期に施設見学をすることができた、見学先の案内体制が充実しており丁寧に御対応いただけた、同年代の当時の生の声を聞くことができた、ということで生徒の反響は大きかったという結果となりました。

こういった結果を受け、今後は次の3つを市の方針としていきたいと考えています。

まず、令和6年度以降、修学旅行での広島平和記念公園・資料館の見学は、市の補助事業としては実施しない。ただし、広島の訪問意義は大きいため、何らかの形での関わり方、例えばオンラインで語り部の方たちとつながるなどを学校として検討してもらいます。

次に、別の形での平和教育を継続し、市としてその経費は負担していきます。見学先は当面予科練平和記念館となる予定ですが、固定ではなく、随時学校側で見直しを行っていきます。

最後に、修学旅行の行程については、事業目的の達成度合いや、子どもたち、保護者の負担面を考慮しながら、学校側で検討を継続すること。以上です。

○市長

説明が終わりました。それぞれの御意見、御質問があればお受けしたいと思います。

○椎名委員

教育基本法第1条にあるように、教育の目的は、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育てることですので、広島訪問は大切なことだと思っています。20万近い市民が非戦闘員として原爆で亡くなった広島と比べると、今回の視察先である予科練は、少年たちが志願兵、戦闘員として亡くなったという、その違いが大き過ぎる気がします。

子どもたちが多面的に平和を考えられるかどうか。予科練も平和につながる構成になっていると思いますが、学校側での事前の学び、子どもたちの意識づけが重要です。広島と対比した形で学んだ後、ただ同世代の少年たちが飛行機で特攻したということではなくて、より広い視点で平和教育を進めていくべきだと、この状況を見ています。

広島がなくなるのは少々寂しいですが、修学旅行の日程も考えると致し方ない部分もあります。3泊4日は金銭的、体力的に無理ですから、広島に行く機会は大切ということをお願い続けるしかないです。今回の案が良いと思いますが、あとは、学校側の指導のあり方が一番重要になると考えます。

○河原委員

修学旅行そのものは学校行事ですから、それぞれの校長先生、学校ごとに違って良い行事です。校長会の校長先生方の意向を尊重することで結構だと思います。

ただ、椎名委員の御意見のとおり、平和教育を今後どう進めていくのか、校長先生方に返したいと思います。修学旅行は今回の案が良いのですが、平和教育を各校でどう進めていくのか。行事の形でなくても、社会科授業や道徳授業とか様々な形で扱えるので、それを検討いただきたいです。

また、話はそれますが、個人的に修学旅行費用が結構高いと思います。守谷は関東修学旅行連盟の指定列車ではなく、タクシー観光も入るため、少し高くなりますね。旅行業者の手数料も旅行業法か何かで5%から15%と決まっています。複数業者で見積り合わせると最低限の金額になりますが、そのようにしているのか若干気になりました。

平和教育の議題からは外れますが、今後こういったことも含めて検討いただけたらありがたいと思いました。

○教育指導課長

修学旅行業者は、生徒が1年生のうちに選定しますが、どの学校も3社から4社に声を掛け、行程を提案してもらっています。価格のみでなく、駅からの宿泊先の距離や、雨天でも生徒が濡れないようタクシーが玄関横づけできるかとか、トータルで検討しています。

金額についても保護者に負担とならないよう、下げてもらおう努力はしていると思います。

○寺田委員

広島訪問は、前市長の平和への思いがあって開始した経緯がありますので、そういったことも踏まえて、学校では平和教育について多面的に考える機会を与えてほしいです。そういう形でよろしくお願ひしたい。

○市長

戦争で民間人が犠牲になったばかりでなく、国を守るために命を賭した人たちもいる、それをどう考えるか、両方考えさせる必要があると思います。世界がそのような状況にある中、戦争の悲惨さと、国を守るとはどういうことなのかを教えていくべき時代になってきています。

そのほか、ありませんか。よろしいですか。

続きまして、協議2件目「守谷市立小中学校の水泳事業について」、お願ひします。

○学校教育課長

市では、プール施設の老朽化により、今年度から市内小中学校全校で自校屋外プールを廃止し、小学校低学年はみずき野地区のプール事業者、その他学年は常総運動公園のプールでの授業に移行しているところですが、より効果的な水泳授業の実施と教職員の負担軽減を考慮し、来年度から水泳授業を順次、民間委託していくことを計画しています。

検討に当たり、学校プール施設は施設設置基準では必須施設とされていないため、自校プールの保持については考えないこと、これを前提といたしました。

学習指導要領では、水泳授業は水の中ならでの身体能力を身につけ、水の事故を防ぐこととなっており、これを達成するため学年ごとに目指す内容が定められています。小中いずれでも、適切なプール施設確保が困難な場合は、プール授業を行わなくても良いとされますが、安全に関する心得は必ず取り上げることとなっています。

これらのことから、市内にはプール事業者がいる現状、市では水泳授業を継続すると結論付け、水泳授業の大きな目的の一つ、命を守る学習という側面を重視し、一定程度の泳力定着を目指していくこととしました。また、課題として、学校専用プール施設ではないことから、一般利用者との調整が必要となり、かつ移動時間も必要となるため、授業時数に制限がある、具体的には、文科省が示す授業実施の目安回数は10回であるところ、現在は2～4回、時間にして2時間程度となっている状況です。

次に、水泳授業をどのように行っていくかについて、コスト面から検討しました。具体的には、学校専用のプールとして各校に屋外プールを設置する案。屋内プールを設置し全学校で共有する案、民間プールを利用する案、授業委託する案に分け、コストを比較し、プール施設を市で保有するよりも民間を利用したほうが割安、さらに、授業時数が制限される中、少しでも泳力定着を目指すなら授業委託を行うべきで、その場合でもプール施設を市で建設、維持管理するよりもコストは低いという結論に至りました。

このため、来年度は小学校低学年を授業委託し、子どもたちや保護者、教員の反応を確認した上で再来年は中学年までを、その次の年には高学年までを授業委託に移行させていきます。授業委託以外の学年及び中学校は、引き続き常総運動公園での施設利用とし、並

行して中学校での水泳授業を継続するべきかどうか調査検討を行い、来年度に民間指導を受けた学年が中学校に上がる段階で、その結論を出したいと考えています。

委託先としては、市内の2事業者を想定しています。分ける理由としては、近隣学校は徒歩で移動できるなど、移動時間を少しでも短縮できることのほか、1事業者のみとするリスク分散ができないことが挙げられます。

10月中旬には、2事業者に対して授業内容についてのヒアリングを、数人の学校長にも同席いただいた形で実施しましたが、どちらも学習指導要領に沿った指導が可能で、評価項目を学校と調整して、2者で統一したものにできることが確認できました。また、児童12～14人に1人の指導者のほか、安全のための監視員をつけること、教員は子どもたちの着替えやトイレ補助、特別支援の子どもの対応などとなることを確認しました。

実際の評価は、学校の先生方は、最初から事業者に一任することは希望していませんので、しばらくはプールサイドなどから子どもたちを見て、評価項目ごとの動きを確認するほか、事業者による評価結果を参考に、総合的に実施していく方針で進めていく予定です。

○市長

以上で説明が終わりました。各委員からの質疑、御意見があればお伺いします。

○萩谷委員

私も、子どものプールボランティアを行いました。本当に難しいと思いました。一応、子どもたちが自分で泳力を申請するのですが、明らかに泳げない子が、友達が泳げるコースに行くからそのコースにと申請し、結果として全く泳げない。しかし、2回目も次の上級コースに申し込んだりと、本当に危ないです。

また、上級コースの子たちもただ泳いでいるだけで、少し溺れかけた子がいましたが先生は気づかず、子どもが子どもを助けた、みたいな話もあったようで、やはり限界があると感じました。ですから、専門的な指導者をお願いするのは良いと思います。

○河原委員

極端な話、スイミング等に通う子どもには補助金を出すとか、そういう施策でも良いかもしれません。水泳部は今ほとんどないですし、大会で勝てる水泳部は、皆スイミングスクールに通っている子どもです。ですから、民間の施設等を活用しながら必要最低限の授業を実施していくという、基本的な方向性は賛成です。

一方、学習指導要領に定められた授業ですから、先生が全く立ち会わないというのは難しいとも思います。教員免許がないスイミングスクールの先生たちのところに全部丸投げして先生方は行かなくても良いということには多分ならないと思います。

特に小学校では水泳指導が得意な先生ばかりではありませんから、スイミングできちんと教えてもらい、評価とかそういった部分は学校の先生も介入して進めるという方向で良いと思います。中学校は、基本的に体育専門の先生が関わるわけですから、民間施設を使用するのは良いですが、先生がしっかりやってもらえれば良いという感じもします。温水プールで期間が冬でもできるのであれば、カリキュラム上は問題ないですから。

中学校のプール授業で遊びのような授業をやっていると、見学者は多くなる傾向があるようです。授業時数も少ない中、プール遊びみたいな内容だと、水着に着替えて男女一緒

でプールをやること自体、嫌がる子が出てしまいます。きちんと成績に反映するような、きちんとした指導をすると、皆しっかり出席します。

○市長

今は、例えば25メートルを泳げればオーケーとか、そういうのはありますか。

○学校教育課長

学習指導要領では、段階に応じて25メートルや50メートルを泳げることなどの基準はありますが、必ず泳げるようにする指導ではないかもしれません。

○椎名委員

5、6年で25メートルが泳げるようにするという目標があるので、教員は一生懸命泳がせるようにしていますが、途中で立ってしまう子どももいます。

○萩谷委員

顔を水につけられない子もいる中、プール教室のように黙々泳いでいる子どももいて、それもちょっとどうなのかなど。上級の子たちは、休まずにずっと泳がせているだけということもあったりして、学校の授業ですから、もう少しレベル別の指導があっても良いかもしれません。

○市長

泳力に差がありすぎるので、全国レベルの（泳力の）子に学校で教えるのも難しいかもしれませんね。

○椎名委員

低学年のプールは、お風呂のような浅さのプールなのですが、市内にそのようなプールがあるのは1施設なのですか。児童数の多い学校も学習できるのか、心配です。

○学校教育課長

授業委託を想定している事業者は、プールに椅子のような台を沈めることで低学年が対応できる深さにしていきます。各校の児童数も、事業者に提供して受入れが可能かどうかを判断してもらっています。ただ、人数が多いところは、同じ学年でも、何チームかに分けて移動することになると思います。

○椎名委員

分かりました。安全に気を付けて進めてください。

○市長

そのほか、よろしいですか。

それでは次に、最後になります。協議事項3件目「不登校、いじめ防止対策の推進強化について」、議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長

現在、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加し続けています。特に小学校の自閉症、情緒障がい学級の在籍数は、令和4年度と比べ、令和5年度は約1.6倍と急増しています。

また、不登校数も、小学校で令和5年度は令和4年度に比べると右肩上がり、倍の数となっています。平成30年から令和4年度までの市の不登校児童生徒数の出現率は、全国と比べても高いです。倍とはいかないですが、全国を上回る状況になっています。

さらに今年度は、いじめの重大事態案件も対応しており、いじめの認知件数も市内で200件を超え、総合教育支援センターでの相談件数や心理検査の実施件数が増えています。

これらの対応としては、フリースペースを中学校4校のほか、小学校にも中学校区に1校ずつ開設しているほか、教育支援センターで、ビデオ通話による不登校児童生徒等の相談窓口を設けるなど、環境整備を進めています。

しかし、環境が整っても人手が足りないということで、令和6年度は人員体制を強化し、市の課題である不登校、いじめ等の対応をより充実させていきたいと考えています。

具体的には、現在、不登校やいじめ、特別支援教育の拠点となる総合教育支援センターには事務職員がおらず、教育指導課のICTグループの係長が、センター職員の勤怠管理や会計処理、備品などを対応している状況のため、事務職員の配置をしたいと考えています。

また、学校だけでは対応できないいじめ事案が増えている中、外部の第三者という立場で保護者の話を聞いたり、学校と保護者の間に入って調整するスクールソーシャルワーカーを、現在中学校区に1名ずつ配置しています。しかし、中学校区に1名となるため、優先順位をつけて対応せざるを得ない状況ですので、こちらも増員したいと考えています。資格要件としては、社会福祉士または精神保健士などですが、資格がなくても優れた実績がある方であれば、学校や子どもたち、保護者等の間に入って話をまとめることのできる良い人材を確保したいと考えています。

次に、各校のいじめ問題に対して、学校の相談に乗ったり、助言指導を行う、いじめ対策指導員を2名に増員して、児童生徒や保護者などと面談して、問題がどこにあるのか、どのような方向性で解決すべきかなど、具体的にいじめの当事者に関わり、生きた助言をいただける体制にしたいと考えています。

現在も、いじめ重大事態に第三者委員会を設置して対応していますが、いじめ重大事態に発展するのではないかというような案件が、日々、報告されています。学校では本当に丁寧に、慎重に、夜遅くまで対応している状況ですので、スクールソーシャルワーカーと併せ、いじめ対策指導員も大きな力になると思います。

最後に、総合教育支援センターの役割の一つである、子どもたちの検査を行う検査員の増員です。現在1名で対応していますが、実際は、センター長や相談員が手伝いながら何とか検査が行われている状況です。

検査1回は3時間程度ですが、検査後は結果を基に分析を行い、その子がどういう状態なのかレポート10枚ほどにまとめ、保護者にフィードバックする面談もしなくてはけません。自分の子どもが特別支援となるか心配している保護者に寄り添い、お子さんにはこういった支援が適切で、こういう現状ですとお伝えするためには、レポート作成も面談も丁寧に言うわけです。そうすると、検査は3時間ですが、1か月3件の対応が限界という話でした。

最近では、お子さんの現状をしっかりと理解して、お子さんのためになるなら、特別支援学級で適切な支援を受けさせたい、という保護者も多くなりましたが、抵抗のある方もまだいらっしゃいます。特別支援教育に偏見を持つ方が周囲にいと、保護者も非常にストレスを抱えてしまう状況で、そういう場合も支援してくれるのが、この検査員です。

また、WISCという検査ですが、子どもたちをしっかりと見取るために、検査項目が増え、検査が高度なレベルになっており、資格がないと難しい状況になっています。短時間の研修でできるようになるものではないことも、検査員を増員したい理由の一つです。

検査員が増えれば、困り感のあるお子さんや保護者にしっかりと対応でき、それをもって教育支援会議でより適切な判定を行うことができます。

○市長

説明が終わりました。各委員の御意見、御質問があればお願いします。

○椎名委員

いじめに関しては、ちょっとしたことでこじれる時代です。グループ活動で意見が合わないとか、集団生活で普通に生じるあつれきを、精神的な苦痛を感じれば全ていじめとカウントするというのが「いじめ防止対策推進法」です。

最終的には、加害や被害と言われて保護者も気を悪くしてしまい、学校が双方をうまく守ることも難しく、こじれてしまいます。そこで間に入る役割が大切です。集団でのあつれきは、発達上ある程度は当然のことで、以前は自主的に折合いがつけられていたのが、今はそうならない。悪いのは学校を管理している校長先生だとなることが多いです。多くの校長はそういう役回りと諦めています、ストレスがたまっているのも事実と思います。

増員してスクールソーシャルワーカーと連携して対応する必要があります。

○河原委員

支援センターの強化に異論はありません。どんどん人を増やして、専門的な人をたくさん入れて、充実したセンターにしてほしいと思います。

気になるのは、センターが多く役割を持ち過ぎているのでは、という部分です。はばたきという適応教室の運営、不登校やいじめも含めた広い相談業務、それから不登校での訪問指導、いじめへの対処と場合によっては保護者との接触、特別支援教育も含めWISCの検査など、センターが全て抱えているように見えます。しかも、相談員の方やスクールソーシャルワーカーの方も兼務のように、いじめや不登校、はばたきの運営についても関わっていらっしゃるように見えました。

○椎名委員

いじめはいじめ対策として確立しています。また、学校を訪問して相談を受ける相談員、そのほか適応指導教室専門の相談員と、割と分業は進んでいます。特別支援の検査などを担う方は、センター長をはじめ3人いるので分業は進んでいます。ただ、いじめ対策と特別支援の検査を担当する人たちは、休みの日も仕事をしています。

○河原委員

以前勤務していた自治体では、検査は教育研究所という組織で対応していました。情緒的に検査を受けた方が良いようなお子さんは、研究所で相談から検査まで対応する仕組みになっていました。また、非行やいじめ、不登校は、専門部署として生徒指導課が対応していました。守谷でも、いじめの加害者、被害者からの事情聴取とか、そういった対応はセンターより教育指導課が良いような気がします。

また、特別支援教育は、特別支援学級などの担任経験がある方を割愛で指導主事として2人配置していました。少なくとも、いじめなどもセンターが対応するなら、常勤の指導主事を置くなどした方が良いのではないのでしょうか。

今後は、いじめ、不登校、特別支援は、守谷の一番の教育課題になるのではないかと感じています。都市化すると、そのような傾向が強いです。ですから、不登校やいじめが発生した対応だけでなく、未然に防ぐ対策にも力を入れてほしいと思っています。

小学校低学年は善悪の分別が未発達で、いじめに当たる行為や、相手の子が不愉快になる言動が分からないままいじめ行為をしているので、そういったことを理解させる教育が必要です。中学年、高学年になると、相手が嫌な気持ちになることやいじめ行為を分かっているながら、その場の状況や感情、周りのはやし立てなどに流されていじめ行為になってしまう、さらに、中学生になると確信犯的にいじめをします。このため、低学年には、なぜいじめがいけないのか、相手はどういう気持ちになるのかを理解させ、中高学年には、集団生活の中で相手を傷つけるような気持ちになるのはなぜなのか考えさせたり、中学生には、いじめが犯罪であるという点を厳しく教えるなど、それぞれの段階に合わせた教育が必要です。そのためには、道徳の授業などを充実させて、きちんと教えていける9年間の守谷型カリキュラムを作してほしいと思います。

大学などの研究機関や県の教育委員会で作成したモデルなどもあると思うので、それらを参考に、守谷型いじめ対策事業を進めていただきたいです。

また、不登校についても、人とのコミュニケーションが苦手な不登校に陥っていくタイプの子どものため、コミュニケーション能力をアップさせるカリキュラムも大学などから公開されていますので、そういったものも採用してほしいです。

不登校になったら、いじめを見つけたら、という対処法ももちろん大切ですが、それらができるだけ減らすための、日常的な指導をお願いしたいです。よろしくお願いします。

○教育指導課長

貴重な御意見ありがとうございます。

御意見のとおり、いじめはないことが一番良いわけですから、未然に防ぐことが大切です。実は、小学校低学年から中学校までの発達段階に応じた、いじめ防止教育に関する一覧表を、情報教育と併せて作成を始めたところです。人間関係のコミュニケーションづくりなども盛り込み、道徳教育と併せて各校に下ろせないか、早ければ次年度には各校へ周知し、取り組むべき目安を示したいと考えています。

○市長

河原委員の御意見のとおり、私も都市化するとこうなってしまうと思います。

先日視察したデンマークでは、幼稚園や保育園で、遊びの中で連帯と協調、権利という

部分を教えていました。6つの決められたカリキュラムがあって、どこの幼稚園でも学校でもやっているわけです。

帰国後、守谷でも幼児教育カリキュラムのようなことをやりたいという思いを強くしています。他人の権利を認めるということ、遊びの中からしっかりと教える教育カリキュラム。小学校で教えるというより、もっと小さなころから、自然の遊びの中で成功体験させたり、他人との違いを学んでいくようなもの。小学校に上がる前の幼児教育の中で、そういうことを教えていくカリキュラムについて、守谷型みたいなものがないか、そういったことを科学的根拠なども含めて、自分でも勉強して考えていきたいと思っています。

○萩谷委員

コロナ禍もあり、学校に行事が少なくなって、保護者と先生との信頼関係が少し希薄になっていると実感しています。何かちょっと問題があったら、学校の先生ではなく、すぐに教育委員会に電話すればいいとか、そういう保護者が多くなっている気がします。何かあれば電話して訴えれば良い、という保護者が本当に多くなりました。以前はそんな保護者は少なかったのですが、学校行事などが少なくなって、保護者同士や学校の先生との信頼関係を構築する機会が失われた結果かもしれません。

学校や行政のせいばかりにするのではなくて、家庭力、対応力を上げていくことも大切で、PTAでも保護者意識とか家庭力の向上を上げられるような取組をしていくべきではと思っています。今度、市全体のPTA会議や県のPTAで会長などに提案していきたいです。

○寺田委員

不登校、いじめ防止対策の強化については、委員の皆さんの御意見のとおりだと思います。ぜひ、これは強化して行ってほしいと思います。

私からは、特別支援教育についての意見です。

その子にとって最適な学びの場の確保、適切な支援を考えた場合、特別支援学級への進級も一つの対応ですが、それは教育指導課職員が保護者と調整を行い、検査等をしながら決めていくと聞いています。ただ、今はどうか分かりませんが、以前は進級の間際の検査もあったようです。関係機関が情報を共有し、時間を掛けて検査につなげていく体制を整備すれば、保護者が十分に理解した上での特別支援学級進級ができると思います。そのためには検査員の増員は不可欠です。

いじめ防止だけではなく、そういうお子さんの学びを適正な場所で支えられるよう、そのための検査員の役割は非常に大きいですから、ぜひ私からも、増員をお願いしたいです。

○市長

ありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

それでは、本当にお忙しい中、貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。会議の中でいただいた御意見を十分に参酌しながら、これからの教育行政、できることを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

○事務局

長時間の御審議、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、総合教育会議を閉会させていただきます。本当にどうもありがとうございました。